



金沢市公報

号外第27号

平成18年(2006年)9月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第25号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成18年9月22日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

収監査第39号
平成18年9月20日
(2006年)

金子吉晴様

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成18年7月26日に提出のあった金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市北安江4丁目10番10号 金子 吉晴

2 請求書の提出日

平成18年7月26日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書による主張及び措置請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

金沢市長(以下「市長」という。)が、平成18年6月22日付けで決定した朝鮮会館(以下「会館」という。)に係る平成18年度固定資産税及び都市計画税の減免100パーセントの措置は、金沢市(以下「市」という。)

が措置の根拠としている金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号。以下「市税条例」という。）第56条第1項第4号「前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産」及び金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱（平成4年3月30日決裁。以下「要綱」という。）の別表第1（第3条関係）の「2その他市長が特に必要があると認めるもの」に該当しておらず、減免すべきでないにもかかわらず、減免決定をしたものであり、地方税法第367条、市税条例及び要綱に重大かつ明白に違反している。

(2) 措置要求の要旨

市長が、当該固定資産税及び都市計画税の賦課若しくは徴収を怠る事実を改めるために、当該決定に基づく通知の差止め又は取消しすること。

4 請求の要件審査

平成18年7月26日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成18年8月9日に受理した。

なお、請求人は、「このことは地方自治法242条1項に定める「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収……を怠る事実」に該当する。」と主張している点については、要件審査において、次のように解して受理をした。

税の減免とは、いったん成立した課税債権の全部又は一部を放棄し消滅させるものであることから、「公金の賦課若しくは徴収を怠る」ものではなく、債権の免除という積極的な「財産の処分」がなされていると考えられるので、今回の請求を、「違法又は不当な財産の処分」を改める請求であると解して、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項については、本件請求の内容から「会館に係る平成18年度固定資産税及び都市計画税の減免措置が違法又は不当であるかどうか」とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を総務局資産税課とした。

3 書類監査

市長に監査対象となる固定資産税及び都市計画税の減免措置に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し平成18年8月18日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、請求人から当日は欠席する旨の連絡があり出席がなかったため、請求人の陳述等は得られなかった。

5 関係職員の陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、平成18年8月18日に監査対象部局である、総務局長及び資産税課長から陳述の聴取を行った。

6 関係人の調査

法第199条第8項の規定に基づき、平成18年8月18日会館において、有限会社東海地所の事務を行っている在日本朝鮮人総聯合会石川県本部（以下「朝鮮総連県本部」という。）正・副委員長及び会館内図書館長から事情を聴取し調査（会館施設調査を含む。）を行った。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、関係人調査（事情聴取）の結果、関係職員の陳述要旨及び棄却の理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実関係を確認した。

(1) 固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免制度について

固定資産税等の減免について、地方税法、市税条例及び要綱において、次のとおり定められている。

ア 地方税法第367条（固定資産税の減免）

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

イ 地方税法第702条の8（都市計画税の賦課徴収等）

1 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。

7 第1項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、第368条第3項又は第369条第2項の規定によつて固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

ウ 市税条例第56条（固定資産税の減免）

1 市長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前5日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定に該当する固定資産を所有する者であつて当該年度の前年度に係る申請事項に異動がない場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

エ 市税条例第121条（都市計画税の賦課徴収等）

都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合にあわせて賦課し、及び徴収する。ただし、市長が都市計画税を固定資産税とあわせて賦課し、及び徴収することができないと認める特別の事情がある場合においては、この限りでない。

オ 要綱第3条（減免の対象となる固定資産および減免割合）及び別表第1

減免の対象となる固定資産および減免割合は、別表第1に定めるところによる。

別表第1（第3条関係） 内容、対象となる固定資産及び減免割合

市税条例第56条第1項第2号

公益性に着目して減免するもので、教育文化の向上、福祉の増進等広範囲にわたり市民に貢献すると認められる固定資産。

- 1 町内会が所有し、かつ、公共的施設として直接その用途に使用する固定資産（集会場等）

減免割合10/10

5 金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)に定める公民館およびその附属施設で直接本来の用途に使用するもの 減免割合10/10

市税条例第56条第1項第4号

その他特別の事由がある場合に減免する。

2 その他市長が特に必要があると認めるもの 減免割合 市長が必要があると認める割合

カ 要綱第5条(実態調査)

減免の申請があった場合は、申請書等に基づき実態調査を行い、申請事由および減免要件について事実確認をしなければならない。

(2) 会館に係る固定資産税等の減免について

会館に係る固定資産税等の減免に関する決定手続等の概要については、以下のとおりである。

ア 固定資産税等の減免決定手続について

- ① 平成18年5月12日に会館の土地及び家屋に係る平成18年度固定資産税等の賦課が決定され、所有者である有限会社東海地所に対して同納税通知書が交付された。
- ② 同年5月26日に所有者から会館の土地及び家屋に係る平成18年度固定資産税等減免申請書が市長に提出された。その申請書には減免を受けようとする事由として「この会館は石川県下の在日コリアン同胞達の出会いと交流の場として、又、コリアン同胞(朝鮮、韓国、日本国籍も含めて)達の相談所として、又、カルチャーセンターとして、同胞達の文化けいもう学習の場として利用されている」と記載されている。
- ③ 同年6月2日に資産税課職員(3名)が、会館における利用状況等について、現地調査及び朝鮮総連県本部職員からの聞き取り調査を実施している。
- ④ 同年6月22日付けで、市長は「朝鮮総連関連施設に係る平成18年度固定資産税・都市計画税の減免の決定について」の文書決裁により、会館のうち朝鮮総連県本部に無償貸与している部分はその利用形態及び事業活動等から、生活文化の振興、社会福祉の増進及び交流を通じた相互理解を図ることに寄与するものであり、市税条例第56条第1項第2号に該当する町内会の集会所や公民館に準じる施設であるとして、当該土地及び家屋に係る平成18年度固定資産税等について市税条例第56条第1項第4号、第121条、要綱第3条及び別表1に基づき、減免割合100%の減免決定を行っている。
- ⑤ 同年8月15日付けで平成18年度固定資産税等減免決定通知書及び平成18年度固定資産税等変更通知書を所有者に対し送付している。

イ 減免の対象とした固定資産(以下「本件固定資産」という。)について

固定資産税課税台帳によると、会館の所在地番 長田本町チ22番2の土地・建物は、有限会社東海地所が所有し、土地は、地目 宅地、地積 329.00㎡であり、家屋は、種類 事務所、構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建、床面積計 558.33㎡であり、このうち家屋については朝鮮総連県本部に無償貸与している541.89㎡が減免対象面積となっている。その詳細は、以下のとおりである。

会館の1階部分(158.05㎡)は、玄関、憩いの間、食堂、管理人室・倉庫、トイレ等であり、地域公民館によく見られる炊事施設を備えた食堂があり、憩いの間には応接セットが配置されている(減免対象面積は、専有部分89.08㎡と共通部分52.53㎡の合計141.61㎡。これに対し、金剛保険(株)事務所(専有部分14.82㎡と共通部分1.62㎡の合計16.44㎡)は、会社の事務所として営利活動に使用されていたので、課税部分としている。)

2階部分(179.92㎡)は、事務室、カルチャー室、講義室、談話室、相談室、民族楽器室、トイレ等である(すべて減免対象面積)。

3階部分(194.29㎡)は、図書館・多目的集会室、トイレ等であり、図書館には多数の書籍が置かれている(すべて減免対象面積)。

4階部分(26.07㎡)は、機械室等である(すべて減免対象面積)。

なお、土地は、家屋の減免割合に応じて全体の97%を減免対象としている。

ウ 減免対象とした固定資産の利用等

会館のうち、減免対象とした固定資産は、①文化・教養教室、②新年会、成人式、③生活相談、④住民交流の場に利用されており、施設利用記録によれば、在日朝鮮人及びその親族等のみならず日本人も

利用している。

また、会館は、朝鮮総連県本部により管理運営され、会館の維持運営は協例会費等により賄われており、利用者の会館使用は無料であり、講座等においては参加者が教材費等の実費負担をする場合もあることを確認している。

2 関係人調査（事情聴取）の結果

調査（事情聴取）結果の概要は、以下のとおりであり、資産税課の実態調査時における事情聴取と同じ内容であると認められた。

(1) 会館の所有・使用関係について

会館（朝鮮総連県本部は「高麗（コリア）文化会館」と称している。）の土地・建物の所有者は有限会社東海地所である。有限会社東海地所は、会館の土地・建物のうち本件固定資産部分を朝鮮総連県本部に無償貸与している。その事情は、朝鮮総連県本部が法人格を有しておらず朝鮮総連県本部名義では不動産登記できないため、土地・建物を登記するために不動産管理会社として有限会社東海地所を設立し、そこから朝鮮総連県本部が無償貸与を受けるといった形をとっていることによるものである。有限会社東海地所は不動産の単なる登記名義人に過ぎない。

(2) 会館の目標について

かつて会館は主にコリアン同胞達の集会所、学校としての地位、役割を果たしていたが、現在は ①相談総合センターとしての役割 ②民族性啓蒙（民族的アイデンティティの確立）と情報発信の文化活動拠点としての役割の2本柱になり、高齢者への憩いの場や子育て支援の場を提供することが緊要の課題になっている。

(3) 会館の利用者について

会館の利用者は、在日朝鮮人総連合会の会員ばかりでなく、朝鮮籍、韓国籍、日本国籍を取得した在日同胞、ニューカマー（戦後、新しく韓国から来た人）と呼ばれる韓国人や留学生、友好的な日本人など様々である。会館利用対象者については、北朝鮮を支持する在日朝鮮人だけと限定しているわけではなく、地域の一般の人々も気軽に利用できるようにパンフレットなどで呼びかけをしている。

なお、暴力行為等に関わる者に対しては施設を貸すことはしていない。

(4) 会館内の事業活動について

年1回会館利用記録を取りまとめ、資産税課に提出しており、その概要は次のとおりである。

事業活動は、①生活、経営、税務、就職、結婚相談等の各種相談、冠婚葬祭サポート、通訳・翻訳サポート、②朝鮮語教室、文化歴史講座、文化サークル練習場の提供、情報誌の配布、③映画会、ビデオ上映会、図書貸出、地域情報の提供、④同胞や地域住民の憩いの場の提供、各種団体、サークル等の学習会や会議場の提供などとなっている。

平成17年度の利用件数は、延べ約100件、利用者は、延べ約840名であり、このうち日本国籍を持つ利用者は、延べ約260名であった。

(5) 会館の管理運営について

会館の利用や各種事業は非営利事業として実施している。

管理運営は、4人の会館常駐職員と2、3人のボランティアで行い、本部、支部の常任委員会に運営状況を報告し、金沢市に対しても利用状況を年1回報告している。管理運営費は協力してくれる方々の賛助金で賄い、使用代金は取っていない。

3 関係職員の陳述要旨

(1) 減免対象固定資産と所有形態、事業活動との関係について

減免対象固定資産についての減免適否の判断の前提要件の第1点は、資産の所有形態である。非課税の取り扱いでは、国や地方団体が私人から無償で借り受けた固定資産を公用の用に使用する場合は、その所有者に課税することができないと規定されており、固定資産の所有者がだれであろうと非課税であるとするものである。これは、減免についても同様の取り扱いとされている。これを、当該資産についてみると、施設の所有については、朝鮮総連県本部が法人格を有しておらず登記行為を行うことができなかったため、便宜上、不動産の管理等を行う有限会社東海地所を設立し、登記名義人としたと聞き取り調査をしている。

また、有限会社東海地所からの無償貸与により朝鮮総連県本部が使用しており、無償貸与の確認は、契約書を交わしていないので、間違いなく無償で貸している旨の証明書を有限会社東海地所より、また間違いなく無償で借り受けている旨の証明書を朝鮮総連県本部より提出させている。当該資産については、このように無償貸借が確認できたので、減免対象となる固定資産に該当するものである。

減免適否判断の前提要件の第2点は、資産で行われる事業活動の実態である。減免措置については、公益性の観点から実施しているものであり、営利活動に供する場合はこの趣旨にそぐわなくなる。当該施設での活動は、営利を目的とする事業を行っておらず、減免対象となる固定資産に該当するものである。

なお、この前提要件2点について、いずれにも該当した場合のみ、その固定資産が減免対象となるものである。

(2) 減免適否の判断（公益性の判断）について

減免適否の判断について、生活減免における所有者の経済的事情判断は別として、他の減免における判断基準は、主に対象資産においてどのような事業や使用等に供されているかという利用形態、この利用に供することができる施設を有しているかどうかの規模、部屋、設備等を含めた施設内容、そして市民が利用しているかどうかの利用者確認としている。

こうしたことを踏まえ当該施設を判断した場合、利用形態は文化教養講座、映画会、各種相談、サークル練習や学習の場の提供などを始めとする事業を行っており、これは社会教育法第22条で規定する公民館の事業の定期講座を開設すること、講習会、講演会、実習会等を開催すること、図書、資料等を備えることに該当するものである。

一方、施設内容は、これらの事業に供する講義室、図書室、多目的集会室などの施設及び図書、資料等の備品をも備えており、利用者についても、市民が利用していることも確認している。

さらに、交流の集いなどの事業を行い、市民の交流の場として施設を提供している。

ただし、当該施設は金沢市が認定した公民館施設でも、町内会が所有し利用する施設でもないことから、総合的に判断し、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした公民館に準ずる施設及び住民交流により住民相互の連帯感を育成する町内会の集会所に準ずる施設の性格を有し、公益性があると見て減免措置を認定している。

あわせて、建物の敷地に供する土地についても同様に認定している。

なお、当該施設の使用については無料使用としており、講座等の開催では教材費等の実費負担をする場合もあると聞き取り調査で確認をしている。

(3) 一定の属性を有した者を専ら対象とする施設の取り扱いについて

在日朝鮮人中心の会館利用について、会館は在日朝鮮人及びその配偶者やその親族、そして多くの日本人も利用している。朝鮮人も、外国人登録をしている者は税の負担の義務を負う金沢市民であり、また、実態調査においても違法行為や政治活動等が行われていることを認めるに足りる事業の証拠はなかった。

こうしたことに鑑みると、在日朝鮮人中心の会館利用によって公益性を否定できないと考えている。

したがって、一定の属性を有した者を専ら対象とする施設においても、かかる事業等が営利を目的とせず、広く地域社会に対して公益性を有することが判断、認定できるものであれば当然減免できるものと考えている。

(4) 減免の根拠について

減免の根拠は、地方税法、市税条例及び要綱である。

地方税法第367条で、天災、貧困、その他特別の事情がある者を市町村の条例の定めるところにより減免することができる」と規定している。同じく地方税法第702条の8では、都市計画税も同様に扱う旨を規定している。

これを受けて、市税条例第56条で減免対象資産を規定しており、第1号で生活減免、第2号で公益減免、第3号で災害減免、第4号で特別の事由減免とし、当該施設は第4号の特別の事由減免と認定している。

条例第121条は、都市計画税も同様に扱う旨を規定している。

次に、条例で定める減免の取り扱いについては要綱を設けており、第3条でそれぞれの減免の条項、内容、対象資産、減免割合を規定している。当該施設の対象部分については第4号の特別の事由減免で、市長が必要と認める割合となっており、認定は町内会の集会所及び公民館に準ずる施設としていることから、第2号の公益減免で定める町内会の集会所と公民館の減免割合100%を準用している。

4 判断

以上のような事実関係、関係人調査（事情聴取）及び関係職員の陳述に基づき、本件請求について次のように判断する。

(1) 地方税法における固定資産税等の納税義務者と減免事由の関係について

ア 請求人は、本件固定資産税等の納付義務者である有限会社東海地所について減免事由の存否を判断されなければならないところ、有限会社東海地所は会社としての活動は何ら行われておらず地方税法第367条が定める「その他特別の事情がある者」に該当しないから、本件減免決定は地方税法第367条に違反する重大かつ明白な違法性を有している旨主張する。

イ ところで、同法第367条では条例の定めにより固定資産税を減免することができる者として「その他特別の事情がある者」を挙げているが、固定資産税務研究会監修の市町村事務要覧（ぎょうせい発行）によれば「公益上の必要があると認められる者もこの「その他特別の事情がある者」に含まれる。公益上の必要があるかどうかは、当該市町村において自主的に判断すべきものである。」とされている。

また、どのようなものに公益性があるものと認めるか、そして、そのもののうちいずれにつき減免措置を施す必要があるものと認めるかについては、判例によれば、「固定資産税の減免という手段によって達成しようとする行政目的のもとにおいて行使される市長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、本件減免措置は、この市長の裁量権の行使に権限の逸脱又は権限の濫用があったと認められる場合に限り、違法となるものというべきである。」（浦和地裁平成13年3月26日判決・平成10年（行ウ）第21号）とされている。

そして、市税条例第56条第1項では、「市長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。」とし、公益上の必要から固定資産税を減免できる固定資産として、同項第2号の「公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）」及び同項第4号の「前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産」を規定している。

そこで、検討するに、この包括的に市長の判断に委ねるような規定となっている同項第4号を根拠として公益上の事由により減免できる場合とは、地方税法や租税法律主義の趣旨に照らすと、同項第2号には直接該当しないが、これに準ずる事由がある場合に限定して解釈するのが相当であると考えられる。

また、同項の第2号及び第4号により、固定資産が供されている用途の特質に鑑み行政目的達成のための減免の取り扱いとしては、固定資産の所有者が誰であろうと原則として非課税とされる同法第348条第2項等に掲げる用途の特質による非課税の取り扱いに準じ、「その他特別の事情がある者」には、一定の公益性のある活動を行うことを目的とする固定資産の所有者ばかりでなく、他者が行う一定の公益性のある活動に固定資産を無償提供する所有者をも含めて、減免措置を行うことが制度の趣旨にかなうものと考えられる。

ウ したがって、市長の本件減免決定は、前記1事実関係の確認に記述のとおり、会館の所有者である有限会社東海地所が本件固定資産を町内会の集会所や公民館に準ずる公益的な施設のために無償で供している事実を確認のうえ、有限会社東海地所が地方税法第367条の「その他特別の事情がある者」および市税条例第56条の「特別の事由がある固定資産」所有者に該当すると判断し行われたものであり、その減免対象者及び減免事由の取り扱いとは地方税法に何ら違反するものではないと判断する。

(2) 市税条例第56条第1項第4号の「特別の事由がある固定資産」と本件減免対象部分との関係について

ア 請求人は、本件減免対象部分の利用が在日朝鮮人中心となっていることから、公益性が認められる余地のない固定資産に対して減免するものであり、市税条例第56条第1項第4号に違反する重大かつ明白な違法性を有している旨主張する。

イ そこで、検討するに、ある用途に供されている固定資産が公益性を有するか否かは、その利用目的や施設内容、利用実態等を勘案して判断すべきものである。

また、利用の目的や実態等から施設が一般的に公益性を有するためには、不特定多数の利益を図ることを目的とし、かつ営利を目的としないことが求められるところである。

ただ、この不特定多数の利益を図るという受益の不特定性については、受益者が特定の範囲に限られる場合であっても、その受益の効果が社会の広い範囲に及ぶことを意図して事業を行い、その事業を媒

介にして社会の広い範囲に利益が及ぶ場合も、社会にとって有益であり不特定多数の利益の実現を図るものであると判断することが適当と考える。

そうした観点から、町内会の集会所や公民館については、受益者が近隣地域の住民という一定の属性を有した者であるといえども社会にとって有益であり、一定の公益性を有することは否定できないところである。

同様に、本件固定資産についても、前記1事実関係の確認や前記2関係人調査（事情聴取）の結果のとおり、施設の利用目的及び内容が、住民の教養向上、健康や社会福祉の増進、生活文化の振興をめざす公民館あるいは地域住民相互の連帯感を育成する町内会の集会所と類似しており、しかも、施設使用を無料とするなど非営利な運営形態をとり地域社会に開かれているところから、その利用者が在日朝鮮人という一定の属性を有した住民が中心であるとはいえ、社会にとって有益であると評価できるものであり、一定の公益性を有することは否定できないところである。

要は、在日朝鮮人といっても地域社会を構成する住民であり、そうした住民の福祉・文化の増進をめざす施設が「我が国社会一般の利益」と対立するものではなく、一定の公益性を有するものであり、ひいては、多文化共生への理解や国際親善にも貢献するものであることを認識すべきである。

ウ したがって、市長において、本件固定資産が公益性を有する町内会の集会所や公民館に準ずる固定資産に該当すると認め減免する必要があると判断し、市税条例第56条第1項第4号「特別の事由がある固定資産」として固定資産税等の減免措置を行ったことに違法性はないと判断する。

(3) 本件固定資産税等の減免事由に関する市長の裁量権について

ア 請求人は、固定資産税等の減免という市長の処分は法規裁量の範囲内でなければならないところ、本件減免決定は、本来、裁量の余地のない行為に対して違法に裁量を行い減免するものであり、市税条例第56条第1項第4号に違反する重大かつ明白な違法性を有している旨主張する。

イ ところで、地方税法第367条において「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情があるものに限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定している趣旨からみると、法律で減免要件を一律に定めることなく、市町村が当該市町村議会の議決を経て制定する条例において減免要件を明確に定め、その条例に沿って市町村長が固定資産税等の減免を合理的に判断すべきものと解される。

そして、本市では、市税条例第56条及び第121条において固定資産税等の減免について規定しており、市長にこの規定に沿って個別、具体的に固定資産税等の減免の必要性を判断することを委ねている。

また、市長は、固定資産税等の減免に際しては、その取り扱いの公正を確保するため、対象となる固定資産や減免割合などの減免に関する基準を規定した取扱要綱を設け、この基準等に照らしながら個別、具体的に判断することとしている。

こうした減免決定の判断の基となる法体系からみていくと、本件固定資産税等の減免決定に市長の裁量権違反があったとすれば、地方税法及び市税条例によって画定された裁量権の限界を超えていると認められる場合か、あるいは、裁量権の範囲に留まってはいるが、恣意的に、著しく不公正な行為を行った場合のことである。

しかし、前述のように、市長においては、実態調査を踏まえ本件固定資産が町内会の集会所や公民館に準ずる一定の公益性を有する施設のために無償で供されているという事実を確認し、固定資産税等減免の必要性が認められると判断し、町内会の集会所や公民館と同様の減免措置を行っており、こうした一連の行為は地方税法及び市税条例に沿っており公正なものであると認められた。

翻って、在日朝鮮人に対して平等に固定資産税等の課税を行いながら、一方で、当該固定資産が町内会の集会所や公民館と類似した一定の公益性を有し減免対象となる固定資産であるにもかかわらず、単に在日朝鮮人の利用が中心であるという理由で減免対象としない差別的な取り扱いを行うとすれば、その行為は、著しく公正を欠く裁量あるいは平等原則違反の裁量として、許されるものではないことを理解しなければならない。

ウ したがって、市長における本件固定資産税等の減免措置は、地方税法及び市税条例に照らし何ら裁量権の逸脱・濫用はなく、違法性や著しく妥当性に欠ける点はないと判断する。

以上のとおり、市長が本件固定資産税等を違法又は不当に減免したとは認めることはできず、請求人の措置請求には、理由がないものと判断する。

別紙

金沢市職員措置請求書

金沢市長 山出 保に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

(1) 請求の内容

有限会社東海地所は、平成18年5月26日付けで金沢市長 山出 保（以下「市長」という。）に対し、朝鮮会館に係る「平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書」を提出した（事実証明書1。なお、本申請においては、「大田田分会会館」と「犀川分会会館」も減免申請の対象としているが、基本的内容は同一のため、住民監査請求には含めなかった。）。

これに対し、市長はこの申請が在日本朝鮮人総連合会石川県本部（以下「朝鮮総連県本部」という。）の施設に係るものであるとして、平成18年6月22日付けで、「朝鮮総連関連施設に係る平成18年度固定資産税・都市計画税の減免の決定について」という決裁書により、減免100パーセントの措置を決定した（事実証明書2。なお、申請者に対する通知は、内部の電算処理の関係で、まだなされていないとのことである。）。

その際の根拠条項は、

- ・金沢市税賦課徴収条例（以下「市税条例」という。）56条1項4号の「(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産」
- ・同121条の「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例による」
- ・金沢市固定資産税および都市計画税減免取扱要綱（以下「要綱」という。）の別表第1（第3条関係）の「2 その他市長が特に必要があると認めるもの 減免割合 市長が必要があると認める割合」である。

この行為は、当該申請の内容が減免措置の根拠条項に該当せず、減免をすべきではないにもかかわらず、漫然と減免決定をしたものであり、当該条例及び要綱に重大かつ明白に違反している。したがって、このことは地方自治法242条1項に定める「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収……を怠る事実」に該当する。

よって請求者は、市長について上記怠る事実があると認めるので、地方自治法242条1項に基づき監査委員に対し、監査を求め、当該怠る事実を改めるために、当該決定に基づく通知の差止め又はその取消しを請求する。

(2) 賦課若しくは徴収を怠る公金

名称	所有者	種類	面積	区分	免税額	減免割合
朝鮮会館	有限会社 東海地所	土地	329㎡	固定資産税 都市計画税	非公開	100%（一部課税あるが、係争部分でない。）
		家屋	558.33㎡	固定資産税 都市計画税	〃	〃

(3) 現在までの経緯

「北朝鮮に拉致された日本人を救出する石川県民の会」（以下「救う会石川」という。）は、平成16年5月7日に平成15年度分について、本件請求と同趣旨の住民監査請求をした（以下「前回監査請求」という。金沢市公報 平成16年7月5日 号外第26号に連載。）。

これに対して、貴委員は、平成16年7月5日付けでこの請求を棄却した（以下「前回審査結果」という。連載は同。）。したがって、本件請求は、実質的には、再監査請求の意味を持つものである。

この審査結果に対して救う会石川は住民訴訟をしなかったが、救う会石川の友好団体である救う会熊本は、本件請求と同趣旨の事案で住民訴訟を行い、一審の平成17年4月21日熊本地方裁判所判決では敗訴したが、二審の平成18年2月2日福岡高等裁判所判決（以下「福岡高裁判決」という。）では勝訴した（事実証明書3）。

このように本件請求の事案では、すでに減免肯定論の立場に立つ金沢市の見解と、減免否定論の立場に立つ司法の見解の両方が出ているので、以下ではこれらを対比しながら、金沢市の見解に対し反論したい。

(4) 減免の違法性

ア 地方税法における固定資産税等の納付義務者と減免事由との関係に対する違反

この点について、前回審査結果は、

「③所有者は、朝鮮総連県本部に権利能力がないため、施設の保全及び管理を事業目的として、在日朝鮮人の有志社員により昭和48年9月6日に設立した有限会社であり、所有者には関連以外の資産の保有もなく、営利活動もしていないとされること（会館には、営利事業などのため、他の団体等へ賃貸借している部分はない。）、④会館の運営は、朝鮮総連県本部が所有者から会館の土地、建物の無償貸与を受けて運営主体となっており、職員は3名であり、運営費も、在日朝鮮人を中心に、日本人（日本国籍取得者を含む。）等の協力的会費及び賛助金で支弁しているとされること」と述べるのみで、何らの疑問を持つことなく、これを合法としている。

しかるに、福岡高裁判決では、

「地方税法343条1項は、固定資産税の納税義務者を固定資産の所有者と定め、同条2項は、この固定資産の所有者を、土地又は家屋については、登記簿等に所有者として登記又は登録されている者をいう旨定めている。また、同法702条1項は、都市計画税の納付義務者を土地又は家屋の所有者と定め、同条2項は、この所有者とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について同法343条（3項、8項及び9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう旨定めている。他方、同法367条が規定する固定資産税の減免のような地方税の減免は、地方公共団体が法令又は条例の規定により課税権を行使した結果、ある人について発生した納税義務を、当該納税者の有する担税力の減少その他納税者個人の事情に着目して、課税権者である地方公共団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させることによって解除するものであると一般に解されている。そうすると、固定資産税等の減免事由の存否は、当該固定資産の納税義務者とされている登記簿等に所有者として登記又は登録されている者について判断されなければならないことというまでもない。」（事実証明書3の12/16頁）と判示している。

そこで、本件を見るに、本件土地及び建物について、登記簿に所有者として登記されているのは有限会社東海地所であり、減免事由の存否が判断されなければならないのは、この有限会社東海地所についてということになる。

しかし、前回審査結果の事実から明らかなおと、有限会社東海地所は、元々朝鮮会館を所有することを企図して設立されたにすぎず、会社としての活動は何ら行われておらず、地方税法367条が定める「その他特別の事情がある者」に該当しないことは明らかである。

以上から、当該減免決定は、減免事由の存否の判断の対象でない者の固定資産に対し減免するものであり、地方税法367条に違反する重大かつ明白な違法性を有している。

イ 市税条例56条1項4号の「特別の事由がある固定資産」と本件減免対象部分との関係に対する違反

この点について、前回審査結果は、

「これらから考慮すると、会館利用者の大半を占める在日朝鮮人は、外国人であると同時に、日本人と同様、市町村及び都道府県の住民であり、納税義務者である所有者もまた住民として、税の負担を分任する義務を負うとともに、固定資産税等の減免措置という地方公共団体の役務の提供を区別なく平等に受ける権利を有するものというべきである。また、在日朝鮮人は、特別な歴史から本邦に生活の本拠を置くこととなった経緯を考えると、正当な理由がなく区別することは許されず、在日朝鮮人中心の会館利用であることをもって固定資産税等の減免措置の公益性を否定することはできないと考察する。」とし、「在日朝鮮人中心の会館利用」に「公益性」を認めている。

しかるに、福岡高裁判決は、

「仮に、上記『公益のために直接専用する固定資産』という減免事由の存否を納税義務者自身についてではなく、現実の利用者について判断すべきであるとしても、次のとおり、本件では、この減免事由は存在しないというべきである。すなわち、

上記『公益のために直接専用する固定資産』とは、上記説示のとおり、地方税法367条の『その他特

別の事情がある者』を受けて規定されているが、その内容については必ずしも明らかでない。しかし、地方税法及び本件条例がいずれも我が国法体系中の法令である以上、この『公益のために』とは『我が国社会一般の利益のために』と解すべきことは、文理上からも、また、その対象が我が国内の固定資産である土地又は家屋等である以上、当然である。」(事実証明書3の13/16頁)

と述べ、前記審査結果のごとき「在日朝鮮人中心の会館利用」に「公益性」を認める考え方を明確に否定し、『我が国社会一般の利益のために』と解すべき」としている。

以上から、当該減免決定は、本来、公益性の認められる余地のない納税主体に対して、減免するものであり、市税条例56条1項4号に違反する重大かつ明白な違法性を有している。

ウ 固定資産税の減免事由に関する市長の裁量権違反

前回審査結果は、この点につき、

「ア 市長がどのようなものに公益性があるものと認めるか、また、そのもののうちいずれにつき減免措置を施す必要があるものと認めるかについては、判例によれば、『固定資産税の減免という手段によって達成しようとする行政目的のもとにおいて行使される市長の合理的な裁量に委ねられていると解すべきであり、本件減免措置は、この市長の裁量権の行使に権限の逸脱又は権限の濫用があったと認められる場合に限り、違法となるものというべきである。』(浦和地裁平成13年3月26日判決・平成10年(行ウ)第21号)とされている。」

と述べている。

これに対し、福岡高裁判決は、

「しかし、厳格な租税法律主義のもと、租税法領域での課税庁の処分に自由裁量は認められず、裁量が認められるとしても、それは、法規裁量の範囲内であることに異論はない。このことは、固定資産税の減免事由についても同様である。そうすると、上記説示のとおり、本件減免対象部分の納税義務者である朝日商事に公益性が認められないばかりでなく、朝鮮総聯等の使用についても公益性が認められないことからすれば、本件減免対象部分が、本件条例50条1項4号に規定する『市長が特に必要と認める固定資産』、さらには、本件規則6条5号に規定する『その他、前各号に準ずるもので、市長が認めるもの』に該当するものとは認め難いことになる。」(事実証明書3の14/16頁)と判示している。

これを本件について見るに、有限会社東海地所に公益性が認められないばかりでなく、朝鮮総聯等の使用についても公益性が認められないことからすれば、本件減免対象部分が、市税条例56条1項4号に規定する『特別の事由がある固定資産』、さらには、要綱別表第1(第3条関係)の「2 その他市長が特に必要があると認めるもの」に該当するものとは認め難いことになる。

権限の逸脱又は権限の濫用の法理は、「②自由裁量行為に対しては、裁判所は原則として審査しない。③自由裁量の例外となる行為(比例原則違反、平等原則違反、裁量権の濫用等)に対しては、裁量権の踰越・濫用があったかどうかを審査する(裁量権の踰越・濫用の法理)。」(大浜啓吉「行政法総論」139頁)とされているから、自由裁量を規制するための理論であり、法規裁量には該当しないものである。

以上から、当該減免決定は、本来、裁量の余地のない行為に対して違法に裁量を行い減免するものであり、市税条例56条1項4号に違反する重大かつ明白な違法性を有している。

(5) まとめ

細かな法律的議論は大した意味を持たず、重要なことは、基本的な国家観である。

7月14日に救う会石川によってなされた金沢市に対する朝鮮総連関連施設への固定資産税等の減免措置の取りやめを求める要望に対し、山出市長は新聞のインタビューにおいて、「(減免措置は)純粋に地方税法上の取り扱いに関する事項であり、法律や条例に基づき厳正、適切に判断している」と述べている(7月14日北國新聞)。

請求者もこの主張自体には、何らの異論もない。請求者が、減免措置の取りやめを求めるのも、北朝鮮に対する「制裁」として要求しているわけではなく、あくまで税法上の観点からである。つまり請求者は、拉致問題やミサイルとは無関係に、そもそも朝鮮総連施設に減免することは、違法であると主張しているのである。現に福岡高裁判決の「第3 当裁判所の判断」(9/16頁以降)の部分や、同じ立場を取るこの住民監査請求書において、拉致やミサイルの字は出てこない。

そのように、請求者と山出市長とでは、全く正反対の結論になる原因は、基本的な国家観に相違があるからである。

残念ながら、この日本には、「日本は日本人と在日外国人の物だ」と考えているとしか言えないような人々がいる。例えば、昨年、金沢市の中学3年生の公民で使われた教科書では、「特に、人々の国家間での移動が増大することによって、世界の多くの国々では、さまざまな人や文化が共存する多文化社会ができています。……。これからの日本は、ますます多文化社会が進展していくと予想されます。」となっている（今年度も内容的にはほとんど変更はない）。これは予想と書いてあるが、著者の真の意図は、願望であろう。

しかし、請求者は当然、「日本は日本人の物だ」と考える。日本は多文化社会ではないし、そうすべきでもない。この点の基本的な相違が、税法の解釈にも大きな相違をもたらす。前者の考えに立てば、在日外国人の社会活動に公益性が認められるし、後者の考えに立てば、それが認められないことになる。

山出市長は、歴史教科書の採択問題や尹奉吉の石碑問題の一件を考えてみても、基本的に前者の考えに立っていると言わざるを得ない。戦後の日本は前者の考えに立つ人が多かったが、それは怯懦な戦後日本の悪弊でしかないと思う。

もちろん、在日外国人団体は、朝鮮総連だけではないので、理屈的には他の在日外国人団体についても、減免すべきでないということになる。しかし、この点は、北朝鮮と他の外国では、国交が存するか否かという大きな相違がある。国交が存する国との間では、相互主義を条件として互いの在留法人団体に対し減免することは、十分に合理的な制度設計であると考えられる。

2 請求者

住所 〒920-0022 金沢市北安江4丁目10番10号
職業 政策コンサルタント
氏名 金子 吉晴
電話

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成18年7月26日
金沢市監査委員 様

事 実 証 明 書

1. 平成18年度固定資産税都市計画税減免申請書（抄）
2. 朝鮮総連関連施設に係る平成18年度固定資産税・都市計画税の減免の決定について（抄）
3. 平成18年2月2日福岡高等裁判所判決

（最高裁HPよりhttp://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?action_id=dspDetail&hanreiSrchkbn=04&hanreiNo=4121&hanreiKbn=03）

平成18年(2006年)9月22日 印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)9月22日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市米泉町6丁目8番地3	カネモト印刷(株)